

平成 28 年 5 月 20 日

電力託送料金に関する調査会の設置について

消費者委員会

公共料金等専門調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1．設置する調査会の名称

電力託送料金に関する調査会

2．設置の理由

公共料金等専門調査会が消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第 3 条に掲げる事項について調査審議する場合において、電力託送料金に対して消費者の視点から検討を行うため。

3．調査会の所掌

電力託送料金の査定に関して、消費者利益の擁護・増進の観点からの資材・役務調達コスト等に係る更なる効率化の手法、コスト削減のための妥当な託送料金算定手法の在り方等の諸論点における問題の所在及び問題点の改善方法について、検討を行う。